

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	教育勅語の成立から終戦後の国会決議に至る経緯
他言語論題 Title in other language	The Process from the Formation of the Imperial Rescript on Education to the Resolutions after World War II
著者 / 所属 Author(s)	服部 有希 (Hattori, Yuki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 文教科学技術課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	800
刊行日 Issue Date	2017-09-20
ページ Pages	81-97
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	明治 23 年 10 月に渙発された教育勅語は、終戦後の教育改革の中で、昭和 23 年 6 月の国会決議により排除・失効確認がなされた。本稿では、勅語成立から当該決議に至る経緯を概説する。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 教育勅語の成立から終戦後の国会決議に至る経緯

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
文教科学技術課 服部 有希

## 目 次

はじめに

### I 教育勅語の成立過程

- 1 教育勅語に至る背景
- 2 教育勅語の成立

### II 教育勅語の形式及び内容

- 1 教育勅語の全文及び全文通釈
- 2 教育勅語の形式
- 3 教育勅語の内容

### III 教育勅語の普及

- 1 教育勅語の普及に向けた体制整備
- 2 学校への浸透
- 3 教育勅語を補強する詔勅

### IV 終戦後の国会決議に至る過程

- 1 新教育勅語渙発論
- 2 文部次官通牒による教育勅語の処理
- 3 教育勅語の排除及び失効確認に関する国会決議

おわりに

別表 教育勅語関連年表

## 要 旨

- ① 「教育ニ関スル勅語」（以下「教育勅語」）は、明治 23（1890）年 10 月 30 日に渙発（かんぱつ）（発布）された明治天皇の勅語である。戦前、教育の淵源として取り扱われた教育勅語は、戦後の国会決議により排除・失効確認がなされた。
- ② 明治初頭に、欧米を範とした急速な教育制度改革が行われた。これに対して、明治 12（1879）年に明治天皇の命で作成された「教学聖旨」が儒教的な道徳の復権を求めるなど、道徳教育をめぐる混乱があった。このような中で、地方長官会議が内閣に教育方針の確定を求めたことが教育勅語作成の直接的な契機となったとされる。
- ③ 教育を軍備拡張の礎とする方途を模索していた山県有朋内閣総理大臣の意向などもあり、明治 23（1890）年 5 月頃から教育勅語の起草が開始された。実際の起草作業は、井上毅（いのうえこわし）と教学聖旨を起草した元田永孚（もとだながざね）を中心に行われた。教育勅語は、井上の意向により、政治上の命令と区別されるような形式で渙発された。その内容についても、井上は、宗教的、哲学的、政治的対立を引き起こすことがないように意図したとされる。
- ④ 教育勅語渙発後、学校では、教育勅語の学校儀式等での奉読（朗読）や暗唱指導、教育勅語の謄本とそれを安置する奉安殿への拝礼などが定着し、戦前・戦中を通して一般化した。また、明治 41（1908）年 10 月 13 日に「戊申詔書」、大正 12（1923）年 11 月 10 日に「国民精神作興ニ関スル詔書」、昭和 14（1939）年 5 月 22 日に「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」が渙発されたが、これらは教育勅語を時代に合わせて補強する役目を果たしたと言われる。
- ⑤ 終戦後、占領統治下の教育改革の中で、昭和 21（1946）年 10 月 8 日の文部次官通牒により、教育勅語を教育の唯一の淵源とする考えが否定されるとともに、学校儀式における奉読や謄本を神格化する扱いが禁止された。その後、昭和 23（1948）年 6 月 19 日に、教育勅語の排除・失効確認に関する国会決議が行われ、終戦後の教育勅語の処理が完了した。

## はじめに

「教育ニ関スル勅語」（以下「教育勅語」）は、明治 23（1890）年 10 月 30 日に渙発（かんぱつ）（発布）された明治天皇の勅語である。この中には、国民が順守すべき徳目が列挙され、教育の方針が示されている。戦前の小学校、中学校等では、教育勅語に基づく修身科（戦前の道德教育に関する科目）の授業が行われただけでなく、その暗唱指導や学校行事等の儀式における奉読（朗読）が行われた。また、全国の学校に教育勅語の謄本が配布され、奉安殿と呼ばれる保管所に安置されるようになった。このようにして教育勅語は、「教育の淵源」（冒頭の一節）として、戦前の日本の教育と社会に深く浸透したとされる。

戦後、連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers: GHQ/SCAP. 以下「GHQ」）の管理下で実施された教育改革の一環として、昭和 21（1946）年に教育の淵源としての取扱いや学校での奉読が禁じられ、さらに、昭和 23（1948）年に国会の決議により、教育勅語の排除・失効確認がなされた。この国会決議をもって、占領統治下における一連の教育勅語の処理は完了したとされる。

しかし、その後も、教育勅語の内容の評価や学校での使用などをめぐって議論があり、国会においても取り上げられている。本稿では、教育勅語の成立過程を概観した上で、国会における排除・失効確認の決議に至るまでの過程を解説することで、教育勅語を取り巻く歴史的背景を明らかにすることを目的とする。末尾には、別表として、教育勅語関連年表を付した。

## I 教育勅語の成立過程

明治維新後、明治政府は近代的教育制度の整備を速やかに進めたが、それに伴い様々な教育上の混乱が生じた。とりわけ、徳育（道德教育）の在り方をめぐる対立は「徳育論争」と呼ばれ、教育勅語渙発の背景の 1 つとなった。

### 1 教育勅語に至る背景

#### (1) 近代教育制度の創始

明治政府は、文部省（明治 4 年 7 月 18 日（1871 年 9 月 2 日）設置）を中心に、学校制度に関する基本法令である「学制」を起草し、明治 5 年 8 月 2 日（1872 年 9 月 4 日）に公布した。この教育制度は、欧米各国の制度を模範としたものであった。「学制序文」とも呼ばれる明治 5 年太政官布告第 214 号<sup>①</sup>では、学制の理念として、身分や性別にとらわれない国民皆学の実現が謳（うた）われ、学齢期の子どもは全員が小学校に入学するという方針が示された。また、学問は国家のために行われるとする学制以前の考え方を改め、学問を個人の立身の礎であるとする欧米の近代的個人主義・実学主義に影響を受けた教育観が提示された。具体的な制度としては、全

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 29（2017）年 6 月 12 日である。

(1) 文部省編『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会, 1972, p.11; 「学制（明治五年八月三日文部省布達第十三・十四号・明治六年三月十八日文部省布達第三十号・明治六年四月十七日文部省布達第五十一号・明治六年四月二十八日文部省布達第五十七号）」『学制百年史 資料編』文部科学省ウェブサイト <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317943.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317943.htm)>

国の教育行政を文部省が統括し、学区を設けて教育行政の基本単位とした。学校の設立・運営経費は、学区が責任を負い、租税や住民が支払う授業料等によって措置することを原則とした。<sup>(2)</sup>

こうして開始された実際の教育は、数学や自然科学を重視し、小学校で幾何学や博物学を教えるなど内容が高度で科目数も多く、非実用的であり、また、欧米の市民道徳を受容することを志向した教育は、当時の国民の実生活からかけ離れたものであった。学制の導入で地方の財政負担は増大し、不就学や授業料の不払といった事態が生じただけでなく、不満を募らせた民衆による学校の打ちこわし事件などが各地で起こった。<sup>(3)</sup>

## (2) 教学聖旨

このような中、明治 11 (1878) 年 8 月から 11 月にかけて、明治天皇は、東北や東海などの諸地方を巡幸し、地方の学校も視察した。その後、明治天皇は、明治 12 (1879) 年の夏頃に、教育の在り方を示す「教学聖旨」<sup>(4)</sup>の起草を元田永孚（もとだながざね）に命じた<sup>(5)</sup>。元田は、明治天皇の側近として論語などを進講し、後に教育勅語の起草の中心となった人物である。

教学聖旨は、学制以来の「智識才芸」の習得を重視する欧米流の教育が人々の品行や社会の風俗を乱していると批判し、伝統的な仁義忠孝の教えを最優先すべきであるとして、儒教主義的な道徳の復権を求めるものであった。このような内容は、天皇を中心とする儒教主義的な国教の確立を目指していた元田の思想を強く反映したものであったとされる<sup>(6)</sup>。

明治 12 (1879) 年 9 月、内務卿であった伊藤博文は、教学聖旨の内示を受け、意見を求められた。これに対し伊藤は同月に「教育議」<sup>(7)</sup>という文書を上奏した。教育議を執筆したのは、後に元田と並んで教育勅語作成のもう一人の中心人物となる井上毅（いのうえこわし）であった。教育議は、学制以来の教育制度の方針を擁護し、欧米の知識・技術の重要性を改めて主張するとともに、国教の樹立などは賢人が行うもので、政府が管理すべきではないとして教学聖旨に反論した。これに対して、元田は「教育議付議」<sup>(8)</sup>という文書を上奏し、儒教主義の立場から道徳教育の重要性を改めて強調した上で、国教を樹立する賢人として明治天皇を挙げるなどして再反論した<sup>(9)</sup>。

## (3) 教育令から学校令へ

明治 12 (1879) 年 9 月 29 日に、学制の問題点を踏まえ、当時の実情に合った教育制度の構築を目指し、「教育令」<sup>(10)</sup>（明治 12 年太政官布告第 40 号。「自由教育令」とも呼ばれる。）が公布され

(2) 文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会、1972、pp.117-134;「二 学制の制定」『学制百年史』文部科学省ウェブサイト <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317581.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317581.htm)>

(3) 山本正身『日本教育史—教育の「今」を歴史から考える—』慶應義塾大学出版会、2014、p.87; 片桐芳雄・木村元編著、木村政伸ほか著『教育から見る日本の社会と歴史 第2版』八千代出版、2017、pp.65-66, 79-81.

(4) 文部省編 前掲注(1)、p.7;「教学聖旨大旨(明治十二年)」『学制百年史 資料編』文部科学省ウェブサイト <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317935.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317935.htm)>

(5) 明治天皇は、英文を暗記していても日本語に訳すことができない者や、高尚な演説を行うが家業について説明できない農商の子弟などを見て教育の実情を憂慮し、このような状況が学制による教育の結果であると非難したとされる。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、1971、p.35.

(6) 同上、pp.43-44.

(7) 生江義男編『教科教育百年史 資料編』建帛社、1985、pp.72-73.

(8) 同上、pp.73-74.

(9) 稲田 前掲注(5)、pp.46-52.

た。学制が中央集権的で画一的な制度であったことに対する反省から、教育令は、主にアメリカの教育制度を模範として、地方に教育の権限を委ねる方針がとられた。課題となっていた教育内容の簡素化等が実施されたほか、公立小学校の就学期間の短縮を認めるなど、就学義務が大幅に緩和された。また、学区が廃止され、町村が小学校設置の単位となり、学校事務は住民が選出する学務委員が担うとされた<sup>(11)</sup>。

教育令の制定準備は、教学聖旨の伊藤への内示以前から既に進められており、結果的に、教学聖旨をほとんど考慮しない内容のまま公布された<sup>(12)</sup>。一方で、教育令の公布後の明治13(1880)年5月には、文部省が儒教道徳を基本として編集した小学校の修身科教科書を刊行しており、保守的な教育政策も実施されていた。このような点に、教学聖旨の影響があったとも言われている<sup>(13)</sup>。

教育制度の改善を目指した教育令であったが、結果としては、就学率の低下を招き、廃校などの事態も起こった。そのため、同年12月9日に、教育令改正案が太政官に上申され、元老院での審議を経て、同月28日に「明治13年太政官布告第59号」をもって公布された(「改正教育令」とも呼ばれる)。主に、学校の設置・運営に対する国家の統制が再び強化され、就学に関する規定が厳格となった。教育内容に大きな変更はなかったが、重要な改正点として、修身科が筆頭科目とされた<sup>(14)</sup>。

その後、明治19(1886)年3月から、一般に「学校令」と総称される一連の法令が公布され始めた。これらは、小学校や中学校等の学校種別ごとに制定された法令である。このうち、「小学校令」(明治19年勅令第14号。同年4月10日公布)では、小学校の修身科の時間が週6時間から週1時間半に減少し、「中学校令」(明治19年勅令第15号。同日公布)では、修身科が倫理に変更されるなど、儒教主義からの脱却が図られた<sup>(15)</sup>。このように、明治5(1872)年の学制による近代教育制度の導入から明治19(1886)年の学校令公布までの短い期間に教育制度の改変が繰り返された。

## 2 教育勅語の成立

### (1) 徳育論争と地方長官会議

教学聖旨を契機に明治10年代に表面化した政府内部の道徳教育をめぐる方針の対立は、やがて学者なども巻き込む議論となり、明治20(1887)年前後を中心に各方面から多種多様な主張が展開された。これが一般に「徳育論争」と呼ばれるものである<sup>(16)</sup>。

徳育論争によって生じた混乱は、地方にも波及した。こうした中で、地方長官(中央から派遣された官僚である北海道庁長官及び府県知事)たちは、明治23(1890)年2月17日から開催された地方長官会議<sup>(17)</sup>において、修身科の教育方針について議論し、同月26日に、内閣に建議(「徳育

(10) 文部省編 前掲注(1), pp.29-31; 「教育令(明治十二年九月二十九日太政官布告第四十号)」『学制百年史 資料編』文部科学省ウェブサイト <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317966.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317966.htm)>

(11) 山本 前掲注(3), pp.92-94.

(12) 同上, p.114.

(13) 文部省編 前掲注(2), pp.163-165; 「六 教学聖旨と文教政策の変化」『学制百年史』文部科学省ウェブサイト <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317585.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317585.htm)>

(14) 山本 前掲注(3), pp.94-98.

(15) 同上, pp.124, 128-133.

(16) 同上, pp.139-141.

涵養ノ義ニ付建議」<sup>(18)</sup>を提出した。この中で、学制以来の欧米流の知識偏重教育を批判し、日本には日本固有の倫理があるとして、これに基づく徳育の方針を中央政府において定めるよう求めた。<sup>(19)</sup>

この建議を受けて、当時の山県有朋内閣において、徳育の方針についての検討が行われることとなった。この頃、山県は、緊張する東アジア情勢に対処し軍備拡張を進めるに当たり、教育による愛国心の涵養(かんよう)が重要と考えていた<sup>(20)</sup>。その具体的な方策として念頭にあったのは、勅諭等の形式で教育の方針を示すことであった<sup>(21)</sup>。このような中、山県の要請により開催された明治天皇臨席の閣議(明治23(1890)年3月7日又は14日のいずれかに開催されたと推定される)において、徳育の基礎となる勅諭を編纂(へんさん)することが議決され、その起草が明治天皇により命じられた<sup>(22)</sup>。これに基づき、後に教育勅語と称される文書の起草が行われることとなった。

## (2) 起草作業

教育勅語の具体的な起草作業は、明治23(1890)年5月に就任した芳川顕正(よしかわあきまさ)文部大臣の下で開始された<sup>(23)</sup>。最初の草案は、作成時期は不明であるが、教育思想家で元老院議員(議員)であった中村正直(なかむらまさなお)の手によるものであった<sup>(24)</sup>。中村案の特徴は、儒教を基調としながらも、キリスト教や西洋哲学の思想も取り入れた点にあった。

山県は、中村案を当時法制局長官となっていた井上毅に見せて意見を求めるとともに、別の草案の作成を依頼したとされる。これに対し井上は、山県に宛てた同年6月20日の書簡において中村案にあるキリスト教的色彩などを強く批判し、自ら作成した草案を示した<sup>(25)</sup>。また、井上は自身の草案を元田にも示し意見を求めた。これは、明治天皇の側近であった元田の意見をあらかじめ聴くことで、起草作業を円滑に進める意図があったためと言われる<sup>(26)</sup>。

以後、井上と元田は、数度にわたり意見を交換し、井上案に修正を重ねた。修正された井上案は文部省提出閣議案として同年9月26日の閣議に提出され、大筋で承認された。その後、閣議案は、さらなる推敲(すいこう)を経て、同年10月24日に天皇の裁可を受け、同月30日、宮

(17) 内務省主催の北海道庁長官及び府県知事の会議で、内政課題に関する議題を扱った。竹永三男「地方長官会議と部落問題—1890-1947年の地方長官会議の検討を通して—」『部落問題研究』172号, 2005.4, pp.102-126.

(18) 稲田 前掲注(5), pp.168-169.

(19) 建議の検討に当たり、大きな役割を果たした安場保和(やすばやすかず)福岡県知事は、元田と同郷で親しく、建議には教学聖旨に通じる元田の思想的影響があったと考えられている。同上, pp.163-171.

(20) 山県は、明治23(1890)年3月の「山県有朋軍備意見書」において、日本の勢力圏を守るために、第1に軍備、第2に教育が必要であると説き、「愛国の念」を教育によって養成すべきとした。この意見書は、井上毅が起草したとされる。同上, pp.175-176; 梅溪昇『明治前期政治史の研究—明治軍隊の成立と明治国家の完成—』未来社, 1963, pp.286-295.

(21) 山県は当時を述懐し、「軍人勅諭のことが頭にある故に教育にも同様のものを得んことを望めり」(原文漢字カナ)と語っている。軍人勅諭とは、明治15(1882)年1月4日に明治天皇が下賜(かし)した軍人の心得を示したものである。稲田 同上;『教育勅語渙発関係資料集 2巻』(国民精神文化文献 22)国民精神文化研究所, 昭和14(1939), p.453.

(22) 稲田 同上, pp.171-172.

(23) 前任の榎本武揚文部大臣は、道徳教育に消極的であり、起草作業に着手しなかったため更迭された。同上, p.172.

(24) 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』厚徳社, 1965, pp.164-165.

(25) 稲田 前掲注(5), pp.184-187, 195-200.

(26) 同上, p.212.

中において天皇から文部大臣に下賜（かし）される形で教育勅語として渙発された。<sup>(27)</sup>

## II 教育勅語の形式及び内容

### 1 教育勅語の全文及び全文通釈

以下に、教育勅語の全文とともに、昭和 14（1939）年 10 月に設置された「聖訓ノ述義ニ関スル協議会」（Ⅲ-3を参照）において提示された文部省による教育勅語の全文通釈を掲載する。なお、この全文通釈はあくまで同協議会の参考資料として作成されたもので、公式の解釈ではない。

#### ①教育勅語全文

「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽」<sup>(28)</sup>

#### ②教育勅語全文通釈

「朕がおもふに、我が御祖先の方々が国をお肇めになつたことは極めて広遠であり、徳をお立てになつたことは極めて深く厚くあらせられ、又、我が臣民はよく忠にはげみよく孝をつくし、国中のすべての者が皆心を一にして代々美風をつくりあげて来た。これは我が国柄の精髓であつて、教育の基づくところもまた實にこゝにある。汝臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹仲よくし、夫婦互に睦び合ひ、朋友互に信義を以て交り、へりくだつて氣随氣儘の振舞をせず、人々に対して慈愛を及すやうにし、學問を修め業務を習つて知識才能を養ひ、善良有為の人物となり、進んで公共の利益を広め世のためになる仕事をおこし、常に皇室典範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵守し、万一危急の大事が起つたならば、大義に基づいて勇氣をふるひ一身を捧げて皇室国家の為につくせ。かくして神勅のまにまに天地と共に窮りなき宝祚の御榮をたすけ奉れ。かやうにすることは、たゞに朕に対して忠良な臣民であるばかりでなく、それがとりもなほさず、汝らの祖先ののこした美風をはつきりあらはすことになる。

こゝに示した道は、實に我が御祖先のおのこしになつた御訓であつて、皇祖皇宗の子孫たる者及び臣民たる者が共々にしたがひ守るべきところである。この道は古今を貫ぬいて永久に間違がなく、又我が国はもとより外国でとり用ひても正しい道である。朕は汝臣民と一緒にこの道

<sup>(27)</sup> 草案の修正過程は、次を参照。同上、pp.211-286; 海後 前掲注<sup>(24)</sup>, pp.246-327.

<sup>(28)</sup> 「教育勅語」<<http://www.digital.archives.go.jp/das/image-j/F2014062711431164696>>; 『官報』2203号, 1890.10.31, p.402; 佐藤秀夫編『続・現代史資料 8』みすず書房, 2004, p.40.

を大切に守って、皆この道を体得実践することを切に望む。」<sup>(29)</sup>

## 2 教育勅語の形式

井上は、先に触れた明治 23 (1890) 年 6 月の山県宛ての書簡において、「君主は臣民の良心の自由に干渉せず」との立憲君主主義的な信念に基づき、教育勅語を通常の詔勅のような「政事上の命令と区別して、社会上の君主の著作公告」として扱う必要があるとも述べていた。また、同書簡には、もし教育勅語を大臣の助言と責任に基づく「政事上の勅令・勅語」として渙発すれば、内閣の「入れ知恵」と受け取られかねないという懸念も示されていた<sup>(30)</sup>。

こうした懸念を解消するために、井上は、元田に宛てた同年 10 月 22 日の書簡において、通常の詔勅と区別して、教育勅語に大臣の副署を付さないよう提案した。その理由として、井上は、教育勅語に副署を付せば、国会で異議を差し挟むことが可能な内閣の政略の 1 つに過ぎないとみなされ、後の紛争のもととなり、「不滅の聖勅」の効果を弱めることになると主張した<sup>(31)</sup>。これが採用され、教育勅語には、国务大臣の副署は付されなかった。

さらに、井上は、「社会上の君主の著作公告」であることを強調するために、教育勅語の渙発方法として、教育勅語を文部大臣に下賜する案と、文部大臣に下賜せずに、学習院等に来校の際に、天皇が演説の形で下賜する案の 2 案を考えており、特に後者を念頭に起草を進めた<sup>(32)</sup>。内閣は、井上の意見を参考に、教育勅語を高等師範学校で下賜した後、一般に公表する形で渙発することを同年 9 月 26 日に閣議決定した<sup>(33)</sup>。しかし、理由は不明であるが、明治天皇がこれを拒否したため、上述のように文部大臣に下賜される形となった<sup>(34)</sup> (I-2-(2) を参照)。教育勅語は、下賜の翌日 10 月 31 日の官報に、文部省訓令 (Ⅲ-1 を参照) の別紙という形で掲載された<sup>(35)</sup>。

## 3 教育勅語の内容

井上は、これまで触れてきた山県宛て書簡において、教育勅語は、宗教的、哲学的、政治的対立を引き起こすものであってはならない旨を述べており、作成に当たり特定の宗教や学説を支持していると解釈されないよう配慮した<sup>(36)</sup>。

教育勅語は、3つの部分から成るとされる。冒頭から「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」までの部分では、教育の淵源が天皇を中心とする日本の国体にある旨が述べられている。次に、「父母ニ孝ニ」などの臣民が守るべき徳目が列挙されている(「爾臣民」から「遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」まで)。最後の部分では、天皇が臣民とともに教育勅語の教えを遵守していく旨が宣言される。<sup>(37)</sup>

これらのうち、2番目の部分が教育勅語の中心的な内容とされている。ここでは、まず、「父母ニ孝ニ」から「恭儉己レヲ持シ」までの箇所、儒教主義的な色合いが濃い徳目が列挙されている。「博愛衆ニ及ホシ」から「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」までは、近代的・立憲主義的思

<sup>(29)</sup> 佐藤編 同上, p.356.

<sup>(30)</sup> 所功「『教育勅語』の成立と展開」『産大法学』44巻4号, 2011.2, p.85.

<sup>(31)</sup> 稲田 前掲注(5), pp.271-274.

<sup>(32)</sup> 同上, p.209.

<sup>(33)</sup> 同上, p.252.

<sup>(34)</sup> 同上, pp.278-279.

<sup>(35)</sup> 『官報』前掲注(28)

<sup>(36)</sup> 海後 前掲注(24), pp.249-253.

<sup>(37)</sup> 安嶋彌「教育勅語から教育基本法へ」『国立教育政策研究所紀要』143号, 2014.3, pp.266-267; 平原春好「教育勅語と学校」『季刊教育法』56号, 1985.6, pp.31-36.

想を反映したものであると言われる。その上で、これらの徳目が、軍国主義的な性格が表れていると解釈されている「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という文言につながる形となっている<sup>(38)</sup>。

教育勅語の渙発後、芳川文部大臣は、帝国大学教授の井上哲次郎に教育勅語の衍義（えんぎ）書（注釈書）の執筆を依頼した。この注釈書は、井上毅等の修正を経て、明治天皇が内覧した後、明治24（1891）年に「勅語衍義」<sup>(39)</sup>（ちよくごえんぎ）として刊行された。勅語衍義は、師範学校、中等学校等で修身科の教科書として広く使用されたとされる<sup>(40)</sup>。しかしながら、勅語衍義はあくまで井上哲次郎の個人著作として出版されており、政府が公式に認めた注釈書が作成されることはなかった。勅語衍義以外にも多数の注釈書が出版され、教育勅語の解釈が一様に定まることはなかった<sup>(41)</sup>。

### Ⅲ 教育勅語の普及

#### 1 教育勅語の普及に向けた体制整備

教育勅語渙発の翌日、明治23（1890）年10月31日に、芳川文部大臣は、教育勅語に関する訓令（明治23年文部省訓令第8号及び文部省訓令（無号））<sup>(42)</sup>を出し、全国の学校に教育勅語の謄本を配布するとした。訓令に付された訓示では、教員に対し、学校の式日（入学式、卒業式、祝祭日の式典等）に生徒を集め教育勅語を奉読し、その趣旨を説明し従い守るように指導することが指示された。

明治24（1891）年4月には、「小学校設備準則」<sup>(43)</sup>（明治24年文部省令第2号）が公布され、教育勅語の謄本を御真影（天皇・皇后の肖像写真）とともに学校<sup>(44)</sup>の一定の場所に「奉安」（安置・保管）するよう指示された。同年6月に制定された「小学校祝日大祭日儀式規程」<sup>(45)</sup>（明治24年文部省令第4号）では、式日における儀式の様式がより詳細に定められた。同規程第1条では、祝祭日には、教員及び生徒が参集し御真影へ最敬礼を行い、校長又は教員が教育勅語を奉読し、その意味と歴代天皇の徳や事業を解説することなどが定められた<sup>(46)</sup>。

さらに、同年11月に、「小学校教則大綱」<sup>(47)</sup>（明治24年文部省令第11号）が制定され、あらゆる

<sup>(38)</sup> 教育勅語は、主導的立場にあった山県の軍国主義的思想を基調として、元田に代表される儒教主義と井上に代表される立憲主義的思想が結合したものであるとする説もある。梅溪 前掲注<sup>(20)</sup>, pp.302-305. なお、山県は、起草の最終段階で、国の独立維持に必要な軍の役割をより直接的に強調する文言を教育勅語に追加するように提案したものの、理由は明らかではないが採用されなかった。山住正己『教育勅語』（朝日選書）朝日新聞社、1980、p.76.

<sup>(39)</sup> 井上哲次郎『勅語衍義 卷上』井上蘇吉、明治24（1891）。<<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/759403>>; 同『勅語衍義 卷下』井上蘇吉、明治24（1891）。<<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/759404>>

<sup>(40)</sup> 稲田 前掲注<sup>(5)</sup>, pp.340-341.

<sup>(41)</sup> 佐藤編 前掲注<sup>(28)</sup>, p.25.

<sup>(42)</sup> 『官報』前掲注<sup>(28)</sup>; 同上, pp.40-41.

<sup>(43)</sup> 佐藤編 同上, pp.63-64; 「小学校設備準則（明治二十四年四月八日文部省令第二号）」『学制百年史 資料編』文部科学省ウェブサイト <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318014.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318014.htm)>

<sup>(44)</sup> 明治24（1891）年11月の明治24年文部省訓令第4号（本文中「明治24年文部省令第4号」とは別）により、小学校だけではなく、中学校等にも適用されることとなった。佐藤編 同上, pp.70-71.

<sup>(45)</sup> 同上, pp.67-68.

<sup>(46)</sup> 所 前掲注<sup>(30)</sup>, pp.60-61.

<sup>(47)</sup> 佐藤編 前掲注<sup>(28)</sup>, pp.69-70; 「小学校教則大綱（抄）（明治二十四年十一月十七日文部省令第十一号）」『学制百年史 資料編』文部科学省ウェブサイト <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318015.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318015.htm)>

教科で道徳教育に留意して授業を行うこと（第1条）、修身は教育勅語の内容に基づき教えること（第2条）などが規定された。これを受け、同年12月に、「小学校修身教科用図書検定標準」<sup>(48)</sup>が公布され、修身の教科書の内容は、小学校教則大綱第2条に従い教育勅語に基づくこととされた<sup>(49)</sup>。

一方で、このような体制が整備された後も、政府上層部において、教育勅語の改訂、追加、撤回に関する様々な議論が繰り返されていた。例えば、明治31(1898)年に、文部大臣であった西園寺公望は、第二の教育勅語の渙発に向けて、明治天皇の内諾を得て作業を開始していたとされる。この作業は西園寺が文部大臣を辞任したため中止されたが、既に渙発から数年で、教育勅語を何らかの形で見直す必要があるとの認識が政府内に存在していたことが分かる<sup>(50)</sup>。

## 2 学校への浸透

明治30年代半ばから、教育勅語を学校に更に浸透させるための施策が実施された。

明治36(1903)年に、小学校の教科書が国定となり、第1期国定修身教科書(明治37(1904)年度から明治42(1909)年度まで使用)には、教育勅語の概要が掲載された。明治40(1907)年には、文部省の各地方庁等への通牒(明治40年文部省普通学務局通牒未発普343号<sup>(51)</sup>)により、小学生に教育勅語を暗唱させることが求められた。この結果、明治40年代初頭には、全国の学校で暗唱指導が行われるようになったとされる<sup>(52)</sup>。なお、明治43(1910)年には高等師範学校において、翌年には中学校及び高等女学校においても暗唱指導が求められることとなった<sup>(53)</sup>。明治43(1910)年の第2期国定修身教科書には、教育勅語の全文が掲載され、以後、昭和20(1945)年度まで使用された第5期国定修身教科書まで受け継がれた。

文部省が作成した明治43(1910)年の「小学校作法教授要項」と翌年の「師範学校中学校作法教授要項」では、教育勅語の奉読の作法が詳細に定められた。その内容は、御真影に対し最敬礼を行った後、生徒は上体を前に傾け不動のまま校長等による教育勅語の奉読を聴き、奉読終了後は敬礼を行うことなどであった。これが一般的な作法となり、終戦に至るまで踏襲されたとされる<sup>(54)</sup>。

昭和5(1930)年頃からは、御真影と教育勅語の安置場所として、校舎から独立した防火性の高い「奉安殿」が小学校などの全国各地の学校に設置されるようになり、急速に普及した。奉安殿設置の背景には、校舎内に安置された御真影と教育勅語の謄本を火事から守ろうとして教員が命を落とすといった事件が相次いだことがあった。奉安殿が設置されると、生徒たちは、

(48) 『官報』2541号, 1891.12.17, p.214. なお、小学校の教科書は、明治19(1886)年から検定制度が導入された。文部省編 前掲注(2), pp.333-338; 「五 国定教科書制度の成立」『学制百年史』文部科学省ウェブサイト <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317624.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317624.htm)>

(49) 平原 前掲注(37), p.34.

(50) 佐藤編 前掲注(28), pp.28-29.

(51) 同上, pp.120-122.

(52) 中村紀久二「『教育勅語』下の子どもたち」『法学セミナー増刊 総合特集シリーズ』12号, 1980.2, p.123.

(53) 各学校の教育内容を示す「教授要目」に暗唱指導について記載された。啓成社編『師範学校規程並教授要目』明治43(1910), p.44. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/810198>>; 教育品研究所編『中學校教授要目』明治44(1911), p.4. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1084809>>; 『高等女学校及実科高等女学校教授要目』教育品研究所, 明治44(1911), p.4. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/810109>>

(54) 籠谷次郎『近代日本における教育と国家の思想』阿吽社, 1994, pp.127-128.

奉安殿の前を通る際に、奉安殿に対し最敬礼をするよう求められるようになった<sup>(55)</sup>。

### 3 教育勅語を補強する詔勅

学校で教育勅語の普及策が講じられていた一方で、日露戦争（明治 37（1904）年から明治 38（1905）年）以降、道徳や教育に関する新たな詔勅がいくつか渙発された。これらは、時代の変化に応じて教育勅語の内容を補強するためのものであったと考えられている<sup>(56)</sup>。

明治 41（1908）年 10 月 13 日に渙発された「戊申（ぼしん）詔書」<sup>(57)</sup>は、日清・日露戦争以後、日本が欧米列強に加わったという認識を示した上で、戦争の損失から回復するために、政治の改善と国民の和合・協力を説くものであった<sup>(58)</sup>。

関東大震災直後の大正 12（1923）年 11 月 10 日には、「国民精神作興（さっこう）ニ関スル詔書」<sup>(59)</sup>が渙発された。この詔書には、軽佻浮薄（けいちょうふはく）な社会風潮を戒め、国民が一致協力し、教育勅語の徳目を守り、国家の興隆を図るべきことが述べられている<sup>(60)</sup>。

日中戦争が激化し、国家総動員体制の強化が必要となった昭和 14（1939）年 5 月 22 日には、「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」<sup>(61)</sup>が渙発された。これは、青少年学徒に向け、国家の繁栄の責任を説き、文武の修練を積むよう求めるものであった。これを受けて文部省は、同年 10 月に、青少年学徒ニ賜ハリタル勅語と教育勅語の関係等を検討するために「聖訓ノ述義ニ関スル協議会」（Ⅱ-1 を参照）を設置し、7 回にわたり会合を開いた。その検討結果は、教科書編纂上の指針とされ<sup>(62)</sup>、第 5 期国定修身教科書に反映されたと言われる<sup>(63)</sup>。

## Ⅳ 終戦後の国会決議に至る過程

### 1 新教育勅語渙発論

終戦後の昭和 20（1945）年 10 月に、GHQ の下に、教育、宗教及び情報に関する占領政策を担当する民間情報教育局（Civil Information and Educational Section: CIE）が設置された。このうち教育に関する CIE の任務には、文部省及び教育機関との連絡、教育に関する計画の作成のほか、日本の教育制度からの軍国主義及び超国家主義の除去が含まれていた<sup>(64)</sup>。

CIE は、同年 10 月から教育勅語の問題を検討し始めたが、教育勅語を禁止・排除すべきかについて賛否が分かれていた。教育勅語の禁止に否定的な意見としては、①教育勅語は本質的には悪いものではない、②教育勅語に対する攻撃が、儒教、仏教、神道など、宗教への攻撃とみなされるおそれがある、③占領下において指令を出す際に教育勅語を利用できるといったもの

55) 佐藤編 前掲注(28), pp.38-40.

56) 同上, pp.29-31; 副田義也『教育勅語の社会史—ナショナリズムの創出と挫折—』有信堂高文社, 1997, pp.245-313.

57) 『官報』7592号, 1908.10.14, p.343; 佐藤編 同上, p.423.

58) 戊申詔書には、個人主義、社会主義の盛行を戒め、道徳的規範を天皇の権威に基づいて示す意図があったとされる。山本 前掲注(3), p.221.

59) 『官報』号外, 1923.11.10; 佐藤編 前掲注(28), pp.424-425.

60) 国民精神作興ニ関スル詔書には、社会主義等をけん制する意図があったとされる。副田 前掲注(56), pp.257-269.

61) 『官報』号外, 1939.5.22; 佐藤編 前掲注(28), p.426.

62) 佐藤編 同上, pp.282-284.

63) 同上, p.220.

64) 鈴木英一『日本占領と教育改革 オンデマンド版』勁草書房, 2002, pp.41-43.

があった。これに対し、教育勅語の禁止に肯定的な立場からは、①教育勅語の本質は儒教であり民主化という占領目的に合致しない、②教育勅語は天皇を個人道徳及び社会道徳の絶対的な根源・基準としている、③天皇と教育勅語が神聖であると子どもに教え込む取扱いが問題であるといった点が指摘された。<sup>(65)</sup>

このような議論を経て、CIEの統一見解とされる同年12月3日付の「神道指令・担当者研究」<sup>(66)</sup>という報告書では、超国家主義を否定する新しい教育勅語を渙発する案と、学校から教育勅語を排除する案の2案を検討していく方針が示された。しかし、当時、後者の排除案については、CIE内において、十分な説明がなく教育勅語を学校から排除すれば、日本国民が教育勅語の追放を天皇の地位に対する直接の攻撃とみなすことになるという懸念が出されていた。<sup>(67)</sup>

昭和21(1946)年2月2日、CIE局長のケネス・ダイク(Kenneth R. Dyke)は、文部大臣であった安倍能成(あべよししげ)と会談し、新教育勅語案の作成を要請した<sup>(68)</sup>。その後、新教育勅語の検討は、同年1月9日のGHQの指令により設置された日本の教育家などから成る「日本側教育家委員会」に引き継がれた(委員の任命は2月2日)<sup>(69)</sup>。同委員会は、同年3月5日に来日し、日本の教育調査を行った「アメリカ教育使節団」に対する協力機関であった。同年3月20日にアメリカ教育使節団に提出された同委員会の報告書では、教育勅語が「基本的で普遍的な道徳律」であるとして評価され、これを受け継ぐ形で新教育勅語を渙発するよう提案された<sup>(70)</sup>。

一方、アメリカ教育使節団は、同年3月30日に「アメリカ教育使節団報告書」をGHQに提出し、教育勅語等の詔勅の儀式における使用の禁止と御真影に対する敬礼の停止を提案したが、新教育勅語については言及しなかった。これは、いかなるものであれ、新教育勅語のような教育に関する文書を発布する権威を天皇に与えることに対して、アメリカ教育使節団内部に強固な反対があったためである。<sup>(71)</sup>

また、同年6月6日には、占領管理に関する連合国の最高政策決定機関である極東委員会(Far Eastern Commission)において、アメリカ政府代表が、新教育勅語が教育勅語と同様に崇敬の念で扱われるに違いないと断言し、新教育勅語の作成に反対した<sup>(72)</sup>。

日本国内においては、一部の新聞が新教育勅語は民主主義に反するとして、これに批判的な立場をとった<sup>(73)</sup>。また、同年5月に文部大臣に就任した田中耕太郎は、既存の教育勅語を評価し、新教育勅語には反対していた<sup>(74)</sup>。

(65) 同上, pp.90-91.

(66) 神道指令(正式名称「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(昭和20年12月15日連合国軍最高司令官総司令部参謀副官発第3号(民間情報教育部)終戦連絡中央事務局經由日本政府ニ対スル覚書))は、GHQが昭和20(1945)年12月15日に日本政府に対し発した国家神道の廃止等に関する指令であり、CIEが起草した。神道指令・担当者研究は、神道指令案に付された起草担当者の報告書で、指令の意義、目的等が記載された。神道指令については次を参照。大原康男『神道指令の研究』(明治百年史叢書420)原書房, 1993。神道指令・担当者研究は次を参照。William P. Woodard, *The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese religions*, Leiden: Brill, 1972, pp.322-336.

(67) 鈴木 前掲注(64), pp.96-99.

(68) 貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター, 2001, pp.46-49.

(69) 鈴木 前掲注(64), pp.127-128.

(70) 鈴木英一・平原春好編『資料教育基本法50年史』勁草書房, 1998, pp.21-22, 117-119.

(71) 貝塚 前掲注(68), pp.55-57.

(72) 鈴木 前掲注(64), pp.144-145.

(73) 同上, pp.140-142。例えば、昭和21(1946)年3月20日の朝日新聞社説は、教育の指導原理について、勅語の形式をとるべきではないと批判した。「勅語渙発説を斥く」『朝日新聞』1946.3.20, p.1.

このように、国内外から支持は得られず、新教育勅語渙発論は次第に下火になっていった。

## 2 文部次官通牒による教育勅語の処理

新教育勅語の渙発論が行き詰まる中、CIEにおける教育勅語の処理に関する議論はほとんど進展していなかった。

昭和21(1946)年6月10日、山形県に駐留する地方軍政部(Military Government Sections and Military Government Units)<sup>(75)</sup>の第86軍政中隊から、GHQに対して学校における教育勅語の取扱いに関する問合せがあった。山形県では、儀式において教育勅語の朗読を行っている学校とそうでない学校があり、この朗読の可否を尋ねる内容であった。CIEは、同年7月6日に、この問合せを受領した。<sup>(76)</sup>

同じ頃、同年7月15日の衆議院の憲法改正に関する委員会<sup>(77)</sup>において、田中文部大臣は、教育勅語の内容そのものは正しく、これまで廃止もされていないとする答弁を行った。この田中の発言内容が翌日の英字紙『ニッポン・タイムズ(Nippon Times)』に「田中文相、議会で教育勅語有効と言明」との見出しで掲載されると<sup>(78)</sup>、極東委員会で議題となるなど、国際問題化した<sup>(79)</sup>。

こうした事態を受け、同年7月から9月にかけてCIE内部で教育勅語の取扱いについて議論が行われた。この結果、学校の儀式における教育勅語の使用を禁止することについてCIE内部の合意が形成された<sup>(80)</sup>。また、これと並行してCIEは、文部省及び日本側教育家委員会の後身として同年8月10日に設置された「教育刷新委員会」<sup>(81)</sup>との間で教育勅語について協議を重ねた。

同年9月下旬に、文部省は、CIE及び教育刷新委員会内の委員会の1つである第1特別委員会に教育勅語の儀式における取扱い等に関する方針をまとめた通牒案を提出した。同年9月25日に、第1特別委員会は、この通牒案を承認するとともに、新教育勅語を渙発しないことを決定した<sup>(82)</sup>。こうして、同年10月8日、文部次官通牒「勅語及び詔書等の取扱いについて」(昭和21年発秘3号)<sup>(83)</sup>が発せられた。同通牒は、教育勅語をもって教育の唯一の淵源とする考えを排すること、式日等における教育勅語の奉読を禁止すること、教育勅語の謄本を神格化するような取扱いをしないことの3点を指示するものであった。なお、同通牒は、「教育勅語を以て我が国教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去つて、これ〔教育勅語〕と共に教育の淵源を広く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる」(〔 〕内は筆者補記。以下同じ。)としており、教

(74) 鈴木 同上, pp.152-153.

(75) アメリカ太平洋陸軍総司令部 (General Headquarters, United States Armed Forces in the Pacific: GHQ/AFPAC) の下に設置され、実質的にはGHQ/SCAPの下で、地方における諸政策の実施と管理に当たった機関。阿部彰「対日占領における地方軍政一地方軍政部教育担当課の活動を中心として」『教育学研究』49巻2号, 1982.6, pp.151-163.

(76) 鈴木 前掲注(64), pp.193-194.

(77) 第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会議録(速記)第13回 昭和21年7月15日 pp.224-226.

(78) “Diet told rescript on education holds by minister Tanaka,” *Nippon Times*, 1946.7.16, p.1; 鈴木・平原編 前掲注(70), pp.147-152.

(79) 鈴木 前掲注(64), pp.194-195.

(80) 貝塚 前掲注(68), pp.133-137.

(81) 教育刷新委員会は、CIEの意向で総理大臣直属の諮問機関とされた。これは、CIEが文部省の教育改革に対する消極的態度に不満を持っており、教育刷新委員会に文部省の統制が及ばないようにしたためであるとされる。鈴木 前掲注(64), p.206.

(82) 同上, pp.208-209.

(83) 鈴木・平原編 前掲注(70), p.169.

育勅語の内容を容認する余地を残す表現が用いられた<sup>(84)</sup>。

### 3 教育勅語の排除及び失効確認に関する国会決議

この文部次官通牒により、教育勅語の取扱いに関する一応の方針が確定した。一方で、GHQで民主化政策を主導した民政局（Government Section: GS）は、国際問題化した上述の田中文字部大臣の発言等、教育勅語の問題に以前から関心を抱いていたとされており<sup>(85)</sup>、昭和22（1947）年2月に、立案作業中であった教育基本法案（昭和22（1947）年3月31日に「教育基本法」（昭和22年法律第25号）として公布）に教育勅語廃止に関する1条を追加するようCIEに提案した<sup>(86)</sup>。しかし、CIEは、教育勅語の問題は文部次官通牒により既に解決したと考えていたとされ、GSの提案に応じなかった<sup>(87)</sup>。

そこでGSは、CIEが管轄する文部省ではなく、自身が管轄する国会において問題の解決を図ることとし、昭和23（1948）年5月に、国会決議により教育勅語を廃止するよう衆議院文教委員長松本淳造と、当時参議院文教委員長となっていた田中耕太郎に提案した<sup>(88)</sup>。これを受けて、両委員会で決議案が検討された。決議案の審議過程は記録が少なく不明な点も多いが、各院の案にGSが数度の修正を加えたことが明らかとなっている。例えば、衆議院の決議案では、「〔教育勅語は〕部分的にはその真理性を認められる」という記述がGSにより削除された<sup>(89)</sup>。このような修正を経て、同年6月19日に、衆議院本会議で「教育勅語等排除に関する決議」が、参議院本会議で「教育勅語等の失効確認に関する決議」が行われた。各決議文は、次のとおりである。

#### ①教育勅語等排除に関する決議（衆議院）

「民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現實は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道德の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、從來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主權在君並びに神話的國體觀に基いている事實は、明かに基本的人權を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すものとなる。よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。」<sup>(90)</sup>

84) 鈴木 前掲注(64), p.209.

85) 三羽光彦「教育勅語の廃止決議」『教育』36巻7号, 1986.7, p.115.

86) GSは、極東委員会の動向に配慮してこの提案を行ったと言われるが、文部次官通牒が出されたことをGSが把握していなかったとする説もある。貝塚 前掲注(68), pp.188-189, 202.

87) 同上, pp.201-202.

88) 鈴木・平原編 前掲注(70), p.28.

89) 貝塚 前掲注(68), pp.188-195.

90) 第2回国会衆議院会議録第67号 昭和23年6月19日 p.669.

## ②教育勅語等の失効確認に関する決議（参議院）

「われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に拂拭し、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失っている。

しかし教育勅語等が、あるいは従來の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道德の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。」<sup>(91)</sup>

衆議院の決議文は、教育勅語等の教育に関する諸詔勅が主権在君及び神話的国体観に基づくもので、基本的人権を損ない、国際信義に対して疑点を残すとして、憲法第98条<sup>(92)</sup>に従いこれらを排除すると宣言したものであった。一方、参議院の決議文は、衆議院とは異なり、教育基本法の制定の結果として教育勅語等の詔勅は既に廃止されたという認識を前提としており、その効力が失われていることを再度確認するものであった。<sup>(93)</sup>

その後、同年6月25日に、文部省は、両院の決議に従い、文部次官通牒「教育勅語等の取扱について」（昭和23年発秘7号）<sup>(94)</sup>を發出し、教育勅語の謄本の返還を全国の学校に求めた。これにより、占領下における一連の教育勅語の処理は完了した。

## おわりに

教育勅語が、戦前、戦中期を通して、国民に具体的にどのように受容されていたかについては資料や研究が少なく、不明な部分が多いと指摘されている<sup>(95)</sup>。教育勅語が実際に果たした役割を評価するのは容易ではない。

本稿で見たように、教育勅語は、井上毅、元田永孚、山県有朋などの思惑が重なる中、様々な思想の結合、あるいは妥協の上に成り立ったものであったと言われている。学校における奉読や暗唱、拝礼などの実践を通して、教育勅語は国民に浸透し、教育勅語を中心とする教育体制が構築されていった。しかし、その内容については、明治23（1890）年の渙発当時から注釈書等により様々な解説が行われていたように、国民の間に広く共通の解釈が確立されていたかど

(91) 第2回国会参議院会議録第51号 昭和23年6月19日 p.609.

(92) 憲法第98条は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と規定している。

(93) 後の田中参議院文教委員長の回想によれば、田中は、教育勅語は既に法律上の効力はなく歴史的文書に過ぎないと考えていた。そのため、衆議院のような決議をすれば、それまで教育勅語に対し何らの措置も講じられておらず、国会の決議で初めて排除されたかのような誤解を与えたと考え、衆議院のような排除に関する決議ではなく、失効確認に関する決議としたとしている。田中によれば、GHQ側はこうした参議院の態度に不満であったとされている。田中耕太郎「教育勅語の運命」『心』10巻2号、1957.2, pp.37-38.

(94) 鈴木・平原編 前掲注(70), p.185.

(95) 佐藤編 前掲注(28), pp.27-28; 籠谷 前掲注(54), pp.104-106.

うかは明らかではない。

戦後、昭和 21 (1946) 年の文部次官通牒と昭和 23 (1948) 年の「教育勅語等排除に関する決議」及び「教育勅語等の失効確認に関する決議」により、教育勅語の処理は完了した。ただし、教育勅語の法的処理に主眼が置かれ、教育勅語の具体的な内容は必ずしも検討されなかった。そのため、教育勅語の評価にあいまいな点が残されたとの指摘もある<sup>(96)</sup>。

本稿では、教育勅語の成立や戦後の処理をめぐる状況について整理し、概観することを試みた。現在において、教育勅語を評価し、議論する際、こうした歴史的な文脈を振り返ることも有益であろう。

(はっとり ゆうき)

---

<sup>(96)</sup> 貝塚 前掲注(68), pp.207-211.

別表 教育勅語関連年表

年	月 日	出来事
明治 4 (1871)	7月18日	文部省設置
明治 5 (1872)	8月2日	「学制」の公布
明治 12 (1879)	9月	「教学聖旨」の伊藤博文への内示
	9月29日	「教育令」の公布
明治 13 (1880)	12月28日	「教育令」の改正
明治 19 (1886)	4月10日	「小学校令」及び「中学校令」の公布
明治 23 (1890)	2月26日	地方長官会議が建議（徳育涵養ノ義ニ付建議）を提出
	3月	徳育に関する勅諭の編纂を閣議で議決、明治天皇が下命
	5月	教育勅語の起草作業開始
	10月30日	教育勅語渙発
	10月31日	文部省訓令により教育勅語謄本の学校への配布を指示
明治 24 (1891)	4月	「小学校設備準則」の公布
	6月	「小学校祝日大祭日儀式規程」の公布
	11月	「小学校教則大綱」の公布
	12月	「小学校修身教科用図書検定標準」の公布
明治 37 (1904)		第1期国定修身教科書の使用開始。教育勅語の概要を掲載
明治 40 (1907)		小学生に対する教育勅語の暗唱指導に関する文部省通牒
明治 41 (1908)	10月13日	「戊申詔書」の渙発
明治 43 (1910)		第2期国定修身教科書の使用開始。教育勅語の全文を掲載
		「小学校作法教授要項」の策定
明治 44 (1911)		「師範学校中学校作法教授要項」の策定
大正 12 (1923)	11月10日	「国民精神作興ニ関スル詔書」の渙発
昭和 14 (1939)	5月22日	「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」の渙発
昭和 20 (1945)	10月	CIE の設置
昭和 21 (1946)	1月9日	GHQ が日本側教育家委員会の設置を指令
	2月2日	ダイク CIE 局長が安倍文部大臣に新教育勅語の作成を要請
	3月5日	アメリカ教育使節団来日
	6月10日	第86軍政中隊による教育勅語に関する問合せ
	7月15日	衆議院における田中文部大臣の教育勅語に関する発言
	8月10日	教育刷新委員会の設置
	9月25日	教育刷新委員会第1特別委員会が新教育勅語の渙発を否定
	10月8日	文部次官通牒「勅語及び詔書等の取扱について」の発出
昭和 22 (1947)	3月31日	教育基本法の公布及び施行
昭和 23 (1948)	6月19日	衆議院「教育勅語等排除に関する決議」 参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」
	6月25日	文部次官通牒「教育勅語等の取扱について」の発出

(出典) 筆者作成。